平成26年9月定例会 総務委員会(付託) 平成26年10月8日(水) [委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時32分) 直ちに議事に入ります。

これより,経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取した ところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいた します。

【報告事項】

○ 「いけるよ!徳島・行動計画」評価結果の概要(資料①)

犬伏監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

県政運営評価戦略会議によります「いけるよ!徳島・行動計画」評価結果の概要についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

1ページは、県政運営評価戦略会議についてでございます。

行動計画の評価につきましては、県民目線によるチェック機能の強化を図るため、徳島 県総合計画審議会からその評価部門を切り分けて、平成23年10月から新たに設置した第三 者機関である県政運営評価戦略会議において実施しております。

2ページをお開きください。事業評価についてでございます。

今年度は、「いけるよ!徳島・行動計画」の最終年度であることから、平成25年度を中心とした、これまでの取組内容及び成果や今後の取組方針及び達成見込みについて県民目線からのチェックを行うこととし、去る7月30日から8月27日にかけまして、行動計画の7つの基本目標ごとに7回の会議を開催し、計画に盛り込まれた750項目にわたるすべての主要事業について評価していただいたところでございます。

評価結果につきましては、750の主要事業のうち、「A(順調)」とされたものが532事業で70.9%、「B(概ね順調)」が135事業で18.0%、「C(要見直し)」が53事業で7.1%、「D(抜本的な見直し)」が30事業で4.0%との判定を頂きました。

この戦略会議で頂きました主な評価や御意見につきましては、3ページから9ページにかけまして、それぞれの基本目標ごとに具体例を抜粋し、お示しいたしております。

次に、10ページをお開きください。

「とくしま目安箱」などに寄せられた県民の皆様からの意見や提言について、戦略会議

において審議の結果,優れたものとして採択された12項目について,その概要を記載して おります。

今後、今回の評価結果や県民からの優れた意見・提言につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会へ提言いたしまして、現行事業の見直しや新たな施策展開のほか、次期総合計画の策定にもつなげてまいりたいと考えております。

報告事項は,以上でございます。

よろしくお願いいたします。

笠井委員長

それでは、これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

岡委員

6月議会のときにも聞いたのですけれども、このたび県が作成に取り掛かっている現有 施設の固定資産台帳の取組状況について、どういう内容のものを作ろうとされているのか、 お聞きしたいと思います。

平井行政改革室長

ただいま、固定資産台帳についての御質問を頂いたところでございます。

まず、その前段といたしまして、現在、県におきましては公共施設等総合管理計画を策定しているところでございます。この計画におきまして、県が所有する箱物施設、それからインフラ施設など、すべての公共施設について現況を把握して、情報を一元化していこうといった取組をしているところでございます。

現在,鋭意作業を進めておりまして,さきの6月議会におきましては,委員会や本会議でもいろいろ御議論を賜ったところでございますけれども,そのとき,箱物施設数につきましては500から600程度あると。1施設の取扱いについて決めた上で数字を確定していきたいとのお話を申し上げたところですが,現時点での数字といたしまして,571施設で整理したいといった段階になってきております。お尋ねの固定資産台帳でございますけれども,実は,総務省のほうが全国的な統一基準のもとで公会計制度を平成29年度に導入しようという目標を立てていまして,その流れの中で,平成27年度に全国的な統一基準によるソフトウエアの配布がなされる予定になっております。そのソフトを用いまして,固定資産台帳を作成するのに必要な各施設の資産評価を行っていくことになります。したがいまして,基本的には平成27年度のソフトウエア待ちという状況でございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、現在、市町村の総合管理計画策定を先導するということからも、県におきましては今年度中に策定したいと思っておりまして、そのために将来的な固定資産台帳の導入を念頭に置き、現在の施設の調査においても工夫を凝らして行っているところでございます。

岡委員

それでは、具体的には平成27年度のソフトウエアの配布から正式に始まっていくということですけれども、今までに500から600施設あるということはわかっているわけですし、できるところからしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

長尾議員の一般質問の中にもありましたけれども、平成29年度から新総務省方式と言われる公会計制度が導入され、それを取り入れていく方向で進んでいらっしゃると思います。 以前も言いましたけれども、東京都が発祥で、東京方式、大阪方式という形で独自の会計システムを入れています。簡単で結構ですので、東京、大阪方式と今回の新総務省方式との違いを、できたらメリット、デメリットまで簡単に説明していただくようお願いします。

秋川財政課長

新公会計制度についての御質問かと思います。

現在,県や自治体では、単年度現金主義ということで行っておりますが、この新公会計制度といいますのは、この制度を補完するものということで、民間に準じた発生主義に基づく貸借対照表や財務諸表を作成する制度でございます。実際、今度作るものを新々公会計制度と言ったほうがわかりやすいと思いますけれども、総務省では平成19年度から新地方公会計制度を示しました。これについては、総務省方式改訂モデルというもので、現在、決算統計データに基づいて、決算が上がった後に処理しております。

ただ、この処理でいきますと、まず一つは、今、委員からもお話しがございました固定 資産台帳が整備できていないということで、貸借対照表上の固定資産の額の精緻さが欠け ていること、もう一つは、各県とも財務諸表の基本は同じですけれども、微妙な違いが あって、各県の対比ができないという問題点がございまして、今回、総務省のほうが統一 的な基準に基づいていこうと、音頭をとってくれているような経緯でございます。

御質問にございました東京方式との違いですけれども、総務省から新たに示される方式の詳細がまだ出ていませんので、正確なところは述べられないのですが、基本的な柱として、まずは複式簿記を前提としたシステムを導入すること、また、固定資産台帳の整備を進めることからいたしますと、東京方式と余り変わらないのではないかと思います。むしろ、今、総務省が進めているシステムの研究会の中に東京都の方もオブザーバーで入っていますので、その中で議論されてくるものだと思っておりまして、東京方式みたいになるのかなという気はしています。まだ詳細が出ていませんので、実際どうなのかということは、今後、国の動きを見ながら把握、分析していきたいと考えております。

岡委員

詳しい分析であったり、まだ内容を見られていないということなので、正確な比較検討であったり、メリット、デメリットについてはまだわからない、これから検討していくと

思うのですけれども、多分、単年度の単式簿記といった現金主義で行うのは、世界各国見渡してもほとんどない。私が仄聞したところですが、たしか5か国ぐらいしかない。ほとんどの先進国では複式簿記の方式を取り入れているとのことですし、一般企業などではそういう形ですべて会計処理をされている。今、単式簿記を採用しているのは、町内会のお金の出し入れぐらいだろうと聞いております。やはり大きい金額を扱いますし、今、行政の見える化であったり、開かれた行政ということが言われている中で、やはり一般の方でも財務諸表であったり、決算の中身を見て、今、徳島の行政はこういう状態なんだということがある程度わかるような資料にしていかなければならない。多分、そこが一番大きなところではないかと思いますし、また、県として政策を立てていくときにも、今がどういう状態で、どういうところが足らないのかわかると思います。先ほどおっしゃっていたが、公共施設やインフラの修繕計画をどのように立てていくのか、必要な施設は残し、必要ではない施設は統合していくといった計画を立てていくのにも固定資産台帳は絶対に必要だと思っております。

どちらがいいかしっかり分析していただきたい。一応、新々総務省の公会計制度のソフトは無償で配布をされることですけれども、本当に徳島県全体の発展だったり、徳島県の将来を考えたとき、もちろん中身を見てからですが、分析していただいて、例えお金が掛かっても東京方式だったり、複式簿記、発生主義の方向に持っていったほうがいいというのであれば、そこは躊躇なく予算を組み、より良い方向へ行っていただきたいと思っております。これからいろいろな資料が出てくると思います。私も不勉強ですけれども、これからしっかり勉強していきたいと思いますので、良い方向へ持っていけるようにしっかり検討していただきたいと思います。

松崎委員

関連でお聞きしたいと思います。6月に地方財政法の改正,いわゆる33条の5の8が改正されました。そのポイントというのは、今、総合管理計画の問題が出ておりますけれども、とにかく県も市町村も総合管理計画を作りましょうと、その金が必要であれば2分の1ぐらいは補助しましょうということだろうと思いますし、もう一つは、老朽化した不要な施設は壊してしまいなさいと、そのために金が必要なら貸しましょうという財政法の改正だったと思います。

ただ、問題なのは壊してしまうものに金を貸しましょうというところで、25%用意したら壊してもいいということになりますが、どちらにしてもこれは借金でございますから、例えば、地方債30年であれば、なくなってしまった施設について、我々の子どもたちの代で借金を返さなければならないという仕組みだと思います。

そこで少しお聞きしたいのですが、今回、公共建築物長寿化モデル調査事業に関して 700万円の補正予算が出ていますが、この図からいくと、モデル調査事業ということに なっています。先ほど申し上げましたが、最初に計画を作ることが目標の一つだろうと思 うのですけれども、この目標も総務省が一定のルールを決めて、それに合ったものについ

ては認めましょうと。いわゆる実質的な義務づけだと思うのですが、そうなると、それに 載っていないと、これからの計画を立てるにしても、老朽化の施設を壊すにしても、壊す に壊せないといいますか、お金がないことになってしまうので、どうしても計画は作らな ければならないと。今、コンサルタントや県、市長村の皆さんは、この計画を立てるため に大変忙しいのではないかと思います。

そこで、元へ戻りますが、この図でいくとあくまでモデル調査事業に700万円ということで、先ほど申し上げました計画を作るのに当たっては、お金がなければ補助しましょうという性質のものなのでしょうか。

平井行政改革室長

今, 松崎委員のほうから総合管理計画の位置づけに関する御質問を頂きました。

この総合管理計画におきましては、県全体の統合や廃止の基本的な推進方針について記載していきたいと思っております。この基本スタンスといいますのは、これまでも本県が進めてまいりました既存ストックの有効活用でございますとか、県民の新たなニーズへの的確な対応といったことに軸足を置きたいと思っております。その上で、個々具体の施設の統廃合などをどう進めるのかということにつきましては、来年度以降、庁舎、学校、警察などの類型ごとに定めます個別施設計画の中で定めていくという位置づけになってございます。

その上で、このたびの9月補正予算に提案させていただいている事業でございますけれども、庁舎、学校、警察の3類型ごとに各施設のモデルを抽出いたしまして、その上で必要な委託調査を実施し、対象施設の詳細な現況把握、あと点検、保全、長寿命化対策の検討をいたしまして、点検マニュアルでございますとか、保全台帳の作成マニュアルといったものを作ってまいりたいと思います。その上で、その調査過程で得られました知見や成果につきましては、この総合管理計画に反映いたしますとともに、来年度以降、順次進めてまいります個別施設計画にも反映してまいりたいといった位置づけになってございます。

松崎委員

それはこれを見たら大体わかるのですが、この 700 万円というのは、地方財政法の改正 に伴って総合計画と管理計画を作りましょうと、お金があれば補助しましょうといった中 での予算なのでしょうか。

平井行政改革室長

このたび、総務省のほうから地方財政措置といたしまして、この総合管理計画を策定するに当たって、まずは特別交付税措置を2分の1講じるということが示されています。このたびの9月補正予算案でお示ししておりますけれども、これにつきましては、この特別交付税措置を活用させていただきたいと思っております。

そして、除却に関してでございますけれども、この地方債措置を活用する条件といたし

まして,まずは総合管理計画を策定することと,それに基づいた除却について,地方財政 措置の地方債の充当が認められるといった流れになっているところでございます。

松崎委員

この予算額700万円というのは、計画までの予算という理解でよろしいですか。あくまでモデル事業を行うための予算で、コンサルタントへの委託や会議を進めていくためのお金ですか。それとも、公共施設の総合管理計画を作ることに伴って2分の1出しますといったお金の最終がこれですかということを聞いております。例えば、計画そのものは今年度中に作成するという約束になっています。そうしたら、私は700万円で計画ができると理解します。それとも補正予算が組まれる予定が出てくるものなのか、その辺の見通しを聞いております。

平井行政改革室長

今回の9月補正予算の位置づけでございます。今年度策定いたします総合管理計画の策 定に当たっての重要な参考資料になるという位置づけで進めてまいりたいと思っておりま す。

笠井委員長

700万円の使い道を簡単に言っていただけますか、長々言ったらわかりません。

平井行政改革室長

モデル施設といたしまして、三つお示ししております。例えば、徳島合同庁舎などのモデルとなる施設を取り上げまして、具体的な調査を行い、まずは各施設ごとの保全台帳を作ってみようと考えております。

(「だから、何の目的のために700万円を使うのか」と言う者あり)

ですので、そういった現況調査をするに当たっての人件費でございますとか、あと、こういったマニュアルやモデルの策定を外部委託し、実行するための経費でございます。

松崎委員

本当に簡単な答えだろうと思うのですけれども、もう一度お聞きします。先ほど言ったように、財政法が改正になり、そして総合管理計画を作ってくださいと。お金が要るなら、少々応援します、半分くらい応援しますといって、財政法の中でこれは義務づけとは書いていないけれども、私から言わせれば、実質的な義務づけで、これをやらないと除却作業といったことへつながっていかないわけです。

(「はい」と言う者あり)

だから、年度末までには約束された総合計画を作りますと言って、今回、700万円の補 正予算が出てきた。この700万円というのは、先ほど説明していただいているモデル事業 の中の仕分もされていましたけれども、それだけではないと。要するに、3月までに作られる総合管理計画の作成までのお金なのかということを聞いております。それはイエスかノーかでいいと思います。もしくは、次の12月議会や2月議会で補正予算を組まなければ、3月末までにこの総合計画は作れないのでしょうかといった見通しも含め、どのように考えているのか聞いているのですが、わかりますか。

笠井委員長

小休します。(10時58分)

笠井委員長

再開します。(10時58分)

平井行政改革室長

今年度、総合管理計画を策定してまいります。それに係る予算といたしましては、この モデル調査事業だけをお願いしたいと思っております。あとは、県におきまして汗をかき、 作業をして作り上げてまいりたいと思っております。その途中状況につきましては、また 説明させていただければと思っているところでございます。

松崎委員

そうしたら、このモデル事業をもって徳島県の公共施設の統合計画は作られるという理解をしますが、よろしいですね。あと、補正予算というものは出てこないと。したがって、国に対しても、少々お金が足りないから出してほしいといったこともないと理解したいと思いますが、よろしいですね。

もう一つ、先ほどお話があったように、この地方財政法の改正による大きな問題は、不要になった施設を壊すための資金を貸しましょうといったことですけれども、私の知る範囲では、5月22日、総務省財務調査課のほうから県に対して計画の提出についての事務連絡が来ていると思うのですが、一つは除却の予定の協議に関する県の締切りは6月6日まで、正式な届出締切りは9月1日まで、そして市町村は9月12日となっているのですが、既に県は除却の届出をしているのですか。先ほど、除却という話は全く先のような話だったのですが、県の場合、国のほうでは9月1日を正式な届出締切りとすることになっているのですが、どうなっているのですか。

平井行政改革室長

本県における除却に対するスタンス,取組状況でございますけれども,平成26年度につきましては,除却予算は計上しない方向で考えております。全国的に,平成26年度中にする場合は平成26年度の早いうちに,まずはこの総合管理計画を作って,その上で平成26年度中に除却をするという流れになります。本県におきましては,平成26年度いっぱいまで

に計画を作りまして、平成27年度以降に除却ということで、この地方債措置を活用できればと考えているところでございます。

松崎委員

そうしたら、県としては平成26年度中に国に対して除却に関する届出はなされていないという理解でいいですね。今後なされていくのだろうと思いますが、この総合計画は行政の計画であることから、知事が計画を作ると思いますが、施設の廃止等々の問題に議会は関与させないと、させたら余計に混乱するだろうといった専門家の話もあるようです。

しかし、公共施設を除却するということになると、例えば、地方自治法第244条の2にあるとおり、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならない、特に重要な施設の廃止等は出席議員の3分の2以上の同意という特別多数を必要とすると定められています。このことから、3月末までに出される総合計画の中には必ず除却の問題は出てくるはずです。それとも除却なしでいくのですか。そのような疑問もあるのですが、ただ、計画そのものは行政計画ですけれども、実際の施設管理や設置の問題については議会に報告していただきたい。時期はいつごろになるのでしょうか。

平井行政改革室長

まず、除却する場合についてのスケジュール的なことになろうかと思うのですけれども、総合管理計画における除却のことにつきましては、県全体を考えての基本スタンスをその計画に書くことになると考えております。どのタイミングで、どういう優先順位で各個別施設を除却していくのかということにつきましては、総合管理計画の下に個別施設計画というものがございまして、それが来年度以降、順次策定いたしたいと思っておりますので、その中で明記していくことになると考えてございます。

もう一つの議会への説明、報告の件でございますが、現在、鋭意作業を進めておりますけれども、今後、11月議会、2月議会におきまして、適宜状況報告をさせていただきますとともに、御要望いただきましたら、その間にも十分説明させていただきたいと思っているところでございます。

松崎委員

順次,御報告をお願いしたいと思うのですけれども、公の施設というのは、県であれば県、市や町であれば地域の公共施設であったり、道路などが含まれると思いますし、それぞれ県民生活や市民生活に大変密着している。さらには、その地域のコミュニティーや運営といったものとも大変関連してきているわけです。そこで、先ほどの571施設については、今、作成を進めているところだと。しかし、平成27年に配布され、平成29年ぐらいだということになると、除却そのものの問題がかなり先になりますが、この除却に伴って、例えば、学校であれば学校の設置規定であったり、公の施設ですから管理規定があったりするわけですけれども、そういったものは議会の議決なしには変えることはできないと思

います。そのことも3月末の総合管理計画には全く含まれないという理解でよろしいですか。

平井行政改革室長

先ほどの答弁と少し繰り返しになる部分があるわけでございますけれども、今年度策定いたします総合管理計画におきましては、統廃合に関しまして、県全体の基本的なスタンスをしっかりと明記していきたいと考えているところでございます。

おっしゃるとおり、学校や文化施設といった公の施設につきましては設管条例がございますので、施設の統廃合に当たりましては、当然、設管条例の改正が必要になってくるものでございまして、そういった点からも議員の御理解は不可欠なものであると考えております。

松崎委員

新たに総合管理計画を作るとき、除却の問題も検討されるべき事項だと思うし、それに伴って設置管理条例関係の条例の洗い出しもあってしかるべきだと思います。3月末に作られる計画には、そういう条例の洗い出しについて全く触れなくてもいいのですか。

安井副部長

今年度策定を目指しております総合管理計画ですけれども、中身としては、持っている財産の現況、それから将来の見通しというのが一つの項目。そして、今後どうあるべきか、どうしていくべきかという数字的な大きな目標を掲げるということ。それから、今後施設管理をしていく上で、要らなくなったら売るのか、もしくは用途転換を考えるという大きな方向性を書いた計画でございまして、例えば、個別具体施設を配置するのかどうかというのは、総合管理計画の下位にあります個別施設計画の中で検討していくという全体的な体系になっております。この総合管理計画を策定する上では、あくまでも大きな方向性だけですので、具体にこれをどうするというところまでは策定いたしませんので、今後の個別施設計画の中で検討していくものになろうかと考えております。

松崎委員

私の感想ですけれども、公共施設の管理なり壊す金というのは、これまでどこからも補助金が出ることはなかったものですから、年数とともにどんどん老朽化が激しくなっていった。どこの役場でも本当に老朽化の進行が激しく見受けられる。

これは意見ですけれども、今回の総合管理計画については、まずはこの計画を作るためのたたき台を発案していくと。これについては、これからのまちづくりとかなり密接に関係してくると思います。そこのところはしっかりと議論しなければならないと思うのですが、そういう計画の発案があると、それをしっかりたたくと。しかし、それで終わりだったらこれまでの公共施設のやり方と同じなので、最後の除却まで入れる。耐久年数のある

ことですから除却という形になるのですが、公共施設が誕生して、生涯を終えるまでの進行管理の総合計画にしなければならないと思うのですけれども、その点について、今の段階で何か感想があればお願いします。

先ほど申し上げたように、建てたらおしまいというのではなく、これからは建てて、そして最後には除却するといった過程も入れていただきたい。これは公会計ではもう常識です。そして、減価償却していく。そういう減価認識というものが初めて生まれるわけですけれども、これまでの行政の管理ではそういう意識が全くなかった。この計画を作るに当たって、今申し上げたような総合計画にすべきではないかと思いますが、いかがですか。

塩屋政策監補兼経営戦略部長

いずれの公共施設もそうだと思うのですが、確かに今までは作れば終わりだといった側面はあったと思います。しかし、これからは作った施設をどうやって活用していくか、あるいは、今ある施設をどうやって管理していくのかといったことが非常に大きな問題になってくると思います。ですから、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストを含めてどのようにするのが一番効率的なのか、トータルで考えたときにはどうなのかといったことも含めて考えていきたいと思っておりますし、そういうことを計画の基本的な考え方の中に反映していきたいと考えております。

松崎委員

もう既に少子化問題などが議論され、確実に人口減少社会に移行していくと。当然、人口が減ると徳島県の税収を含めた財政の縮小もあるといった中で、この公共施設の総合管理の位置づけがしっかりしたものにしておかなければならないと思います。3月時点には計画を出されるということなので、その点について意見を申し上げておきたいと思います。

藤田元治委員

平成25年度決算について、毎年クローズアップされている実質公債費比率の報告があって、3年の取組で昨年度からであれば0.7ポイント減少して20.1%に改善されたといった報告があったわけです。しかしながら、依然として本県は18%を超える起債許可団体でありまして、早期に18%未満に抑えなければ改善しなければならない状態でありますが、制度改革などをして、県債の発行抑制でありますとか、これまでの公債費の償還金の文書といったものの推移を見てみますと、構造改革の基本方針にうたわれていますように、平成28年度には18%未満に数値が抑えられ、多分、改善されていくと思います。これまでの総括として、実質公債費比率18%を超えるような県財政の悪化を招いた主な要因については、どのようなものがあるのでしょうか。

秋川財政課長

実質公債費比率が上がってきた主な原因を総括するとという趣旨の御質問だったと思い

ます。実質公債費比率というのは、ざっくり申し上げますと、地方債の返済額を自治体の 一般的な財政規模、一般的収入で割ったものの3年の平均であります。

今年の内容で申し上げますと、委員おっしゃるとおり20.1ですけれども、平成25年度単独で言いますと18.9ということで、平成24年度決算が20.6でございましたので、単年度比較では1.7ポイントほど下がってきている状況です。

なぜ、このように増えてきたかということですけれども、平成4年から約10年間ぐらい、いわゆる不況の中で地域の活性化、経済対策ということで、国の事業に対応する形で様々な施設整備などを行い、起債を起こしてきたものの償還がこの時期に続いてきたことで上がってきたところが事実関係としてあろうかと思います。

最近になりまして、臨時財政対策債は除きますけれども、ここ数年間の当初予算ベースで県債の発行を予算300億円以上に増えないよう抑えるとともに、過去の償還が済んできていますので、少しずつ実質公債費比率が改善してきているところでございます。

委員からも紹介していただきましたとおり、この3月に財政構造改革基本方針を定めまして、平成28年度を目標に18%を下回ることについては、我々も順調に進んでいくように心掛けていきたいですし、必要なものには必要な経費を充てつつ、財政規律の確保に努めていきたいと考えております。

藤田元治委員

平成4年から平成10年にかけ、国の公共投資に関するいろいろな呼び掛けに徳島県は応えてきた。その影響が今に回っています。3000日の徳島戦略でありますとか、三位一体の改革、リーマンショックなどのいろいろな要因があって、ここまで財政状況が悪化してきたのかなと思います。本県は特に自主財源が非常に少ないこともあったと思いますが、起債許可団体からの脱却を目指し、財政健全化に向けたこれまでの取組の中で、改善した最大の要因は何ですか。

秋川財政課長

やはり,実質公債費比率の名のとおり,公債費の発行の削減が一番大きな話ではないか と思います。

藤田元治委員

身の丈に合った起債を起こしていくのが非常に大事だということですね。それもあるでしょうし、国の呼び掛けというか、そういったものにいろいろ応じていった部分もあると思います。これまで改革してきた中で、何か教訓的なものはありますか。

秋川財政課長

教訓ということで、明確にお答えできるかどうか自信はないのですけれども、当然、必要な経費というのは必要でございますので、ありとあらゆる改革についてはいろいろ言わ

れていますけれども、例えば、外部資金を活用して一般財源をなるべく使わないように努力をするとか、あと、今、公共施設の話もありましたが、持っている資産について新たな有効活用を考え、例えば、新たに作るよりは経費を抑えるとか、最近、県庁でもよく言っておりますが、トクトク事業の例にあるように、余り経費を掛けずに効果を狙っていくとか、当然、これは職員の努力も必要ですけれども、そういうことを努めて、より効果の高いものを目指していく。ひいては、起債の発行を予定どおり抑え、進んでいくといったことではないかと思っております。

藤田元治委員

少し話は変わるのですが、今、起債を抑えて償還する、公債費の償還もだんだん少なくなっている。県の財政が起債を抑え、数値が良くなっているということですが、私は徳島県が裕福になったわけではないと思います。抑えているから良くなっていると考えてよろしいのですか。

秋川財政課長

いわゆる予算面と社会に貢献した事業の面というのは、必ずしもリンクはしないと考えております。繰り返しになりますけれども、臨時財政対策債を除く起債の発行額については当初予算で300億円程度を目標に頑張っているところでありますが、当然、個別の事業についてはどの程度効果があるのか、それが将来的にどう向かっていくのかということは、やはり財政課としても各部局から御意見を聞いて、より効率的な予算を進めていく。ひいては、それを県民の皆様の生活に反映していくところが目標だと思いますので、起債を起こされたからといって、確かに財政的な数値上は良くなってきているのですけれども、それと社会生活といいますか、県民に対するサービスが必ずしもリンクしないのではないかと思っております。

藤田元治委員

予算と県民生活とはリンクしないとおっしゃったのですが、やはり健全財政を保つのは 非常に重要なことだと思います。

そこで、財政構造改革基本方針の中にもうたわれている改革目標というものがあるわけですけれども、これは財政課長の意見でもいいのですが、この目標を達成して、どのような県財政を目指しているのか、お答えください。

秋川財政課長

先ほどの私の発言の中で、予算とサービスがリンクしないというのは少し言い過ぎかも しれませんので、訂正させていただきます。やはり予算については、必要なところに重点 的に配分していることにおいて、予算総額イコールというところとリンクしないという趣 旨ですので、済みません、少し説明不足だったかもしれません。 その中で、繰り返しになりますけれども、まず歳出については、必要なものについて重点的に配分していく、執行についてはより効果的なものを目指していく。当然、収入については反対側にありますから、それについては外部資金の活用であるとか、様々なメリットの有るものを検討していくということで、トータルとして健全財政の状態で将来に引き継いでいくということではないかと考えます。

藤田元治委員

健全財政で将来に引き継いでいくということですが、実質公債費比率については、健全化法とともに、多分、平成21年ぐらいから18%を超えた。その中で、この数字が非常にクローズアップをされてきた。今の財政課長の答弁の中にもあったのですが、やはりやらなければならないことというのは、幾ら借金してでもやらなければならないと思います。それがまた将来に反映していくことだと思いますので、それと同時に、今まで財政悪化を招いた要因はこれだけではないと思います。3000日の徳島戦略からの流れもありますし、三位一体改革もあったと思います。かつて私も美馬町議会議員でしたが、三位一体改革により平成の大合併を迎えるに当たり、当時の国の方針というのは、交付税がこれだけ減ります、だからもう合併しかありませんと、半強制的な市町村合併だったと認識しております。しかしながら、当時合併しなかった町でも、今、破綻せずに運営しているところに矛盾を感じるわけであります。やはり、地方交付税というのは地方固有の財源だということを憲法の中にでもうたうぐらい明確にしなければならないと思うのですが、今後、今までの様々な教訓も踏まえ、これからの財政にその教訓をしっかりと生かしていただきたいと要望して終わります。

岸本委員

それでは何点かお尋ねします。まず、この補正予算の中から新ゆかりの徳島里帰り応援 事業についてお聞きします。本会議で我が会派の寺井議員も尋ね、一応、そのときの答弁 も一生懸命覚えてきたつもりですが、まず、この趣旨といいますか、目的を教えていただ きたいと思います。再度になるかもわかりませんが、どうしてこのような事業を9月補正 予算に組み込んだのか、お答えください。

秋川財政課長

新ゆかりの徳島里帰り応援事業をどうして9月補正で積んだのかという御質問だと思います。

これについては、保健福祉部の長寿保険課の事業でございます。本件について、おおまかに申し上げますと、将来、本県にゆかりのある方々に徳島に住んでもらえるような環境づくりを進めるために本事業を行うことが大きな事業の内容でございます。

そして、今回の9月補正の内容について、まずはニーズ調査を行うということで、大都市圏に住んでいる人々、県にゆかりのある人々についてアンケート調査を行うとか、あと、

介護団体や市町村等の意見聴取を行うなどといった事業で、ヒアリングをしております。 その中で、なぜ9月かといいますと、先ほど申しましたように、将来徳島に住んでもらえるということで、直ちにということではなくて、ある程度時間が掛かるといった背景の中で、2020年に65歳の人口がピークを迎え、その後、65歳以上の者が減ってくるため、これから6年間ということで、こちらに早めに住んでもらいたい、9月補正で計上して、担当部局でしっかりと事業を進めていただきたいということで、ヒアリングの結果、予算を計上するという判断をさせていただいております。財政課として整理させていただきます。

岸本委員

将来、元気な高齢者の方が本県に来ていただいて、様々な役割を担っていただくといった趣旨だろうと思いますが、将来の扶助費に対してはどのようにお考えでしょうか。まず、65歳以上で、介護や医療といった費用は一人当たりどれくらい掛かっているのか。また、そういう検討がなされているのか、将来、その扶助費に対してはどうなのかということに対し、一人当たりの金額がすぐにわからなければ、当然、扶助費は増えていきますので、扶助費との相互性なども考え、そういう事業を進めていこうということで採択されたと思いますけれども、その辺はどうなのでしょうか。

秋川財政課長

当然、事業課ではございませんので、この時点で詳しい内容まで申し上げにくいところがございますが、ヒアリングを通じて、ベクトルとしまして扶助費、社会保険制度等については住所地特例というものがあるということを聞いております。これは何かというと、例えば、大都会に住んでいる方が地方の介護施設に入ると、介護保険なども含めると扶助費が増えるといったデメリットがあるので、もともと住んでいたところで負担していただこうといった制度がございます。一旦徳島にお越しになり、ある程度生活していく意味で、もともと生活の根拠は若いころに都会にいらっしゃいましたから、そこで負担していただきたいといった旨の政策提言を現在進めております。

また、交付税につきましては、当然、高齢者の人口が増加すれば人口割ということで国税も増えてくると。さらに、高齢者の方が増えることによって、介護する若者も入ってくるといったメリットがあることも聞いております。ただ、今はそれをすることに向けての全体の必要性とか、介護施設や関係団体の調査を聞くことであり、直ちにするというわけではなく、それを見据えた上で、どうすれば事業が前に進んでいくのか緒に就いたところであると思います。

岸本委員

おおむねわかりました。

まず1つは、政策提言を行っていると。この政策提言が通らなければ扶助費が発生する と理解しなければならないことと、その扶助費に対して件数的な裏付けを持たずに事業を 進めるところに私は少し疑問を感じる。今おっしゃった住所地特例というのは、仮に、東京や大阪の大都会で住まわれ、いきなり介護施設に入った場合、これは特例が認められていると聞いております。介護や医療は、すべて東京、大阪のほうで払われると。ただし、一旦徳島に帰ってこられ、どこかに住まわれ、そこで介護が必要になり施設に入られた場合は徳島県の負担だと。これを2分の1負担してほしい旨の政策提言をしていると聞いているのですけれども、それでも通れば2分の1です。

そして、65歳以上の方が故郷に帰っていただくことになったら、いきなり65歳で介護施設には行かないですよね。後期高齢者といいますか、余り適切な言葉ではないと言われていますが、私は後期高齢者の方、つまり75歳以上の方が介護施設を利用すると思っております。2020年に65歳以上の人口が減ると言われていますが、2025年には75歳の方の人口が右肩上がりに増えていると。介護施設は今の徳島県でも十分足りていない。余力がどこにあるのかということも知りたいぐらいで、いわゆる団塊の世代の方々が75歳になる2025年には、徳島県も1.28倍になり、足りなくなる。

今、国は在宅介護ということで方針を進め、介護人材の賃金のことでいろいろ問題があると言われている場合に、なぜ今これを進めなければいけないのか。調査しますということですので、調査ならいいかなと思いますが、次年度以降、予算として進めていくのであれば、経営戦略部としてその辺はしっかりシーリングを設定していただきたいと思います。今日、たまたま徳島新聞に記事が載っていましたが、次年度の予算に対してどのようにしていこうと思っているのか。調査を進め、受皿をどのように考えているのか。この辺の見通しについてはいかがですか。調査の結果はいつですか。来年度予算は1月ぐらいに組むのでしょ。今年度に今おっしゃった調査結果は出るのですか。私は、この事業全体が少し不透明だと思います。なぜ、これだけの災害があって、今議会でも本議会で4人の議員が河川のことについて質問しました。河川の応急処置は出来ているが、抜本的な処置は出来ていないと。県道もまだまだ守らなければならないときにいかがなものかという素朴な疑問です。これに対してお答えいただけますか。

笠井委員長

小休します。(11時39分)

笠井委員長

再開します。(11時40分)

塩谷経営戦略部長

政策論と財政論が少し交ざっている議論になっているような気もするのですが、私ども 財政を担当する者としては、それぞれ必要な施策について、各部からいろいろお聞きして、 限られた財源の中でより効率的に、必要なところに必要な予算を付けていくスタンスでこ れからもやってまいりたいと考えております。

岸本委員

構造改革の中で扶助費を極力抑えるといった項目もあったように思いますが、これは扶助費を発生させていく項目のように思いますので、限られた予算、将来財源も予測しながら、扶助費が発生すると、将来の財源はどうするのかといった観点からも、施策と財源は別とおっしゃっていましたが、施策も財源も一緒だと思いますから検討していただきたいなと思います。

次に、今度の創生会議はどういうメンバー構成を想定していますか。

(「わかりません」と言う者あり)

わかりました。そうしたら別の例示をさせていただきますが、最近、何とか会議や何と か委員会ということで、たくさん会議がある。昨日、子育ての関係でお聞きした中でも、 働く女性応援ネットワーク会議や少子化対応県民会議、また、以前拝見した徳島新聞の中 には、スポーツ関連の会議に関する記事が出ていて、スポーツについても県はもっと関与 するようにと載っていました。次回、この会議で人口減少社会に対して、議題に検討する ということが載っておりましたが、こういった会議は全部でどれくらいあるのですか。

平井行政改革室長

ただいま、委員のほうから審議会、協議会等の設置の状況につきまして、御質問を頂いたところでございます。こういった会議の設置状況につきましては、人事課の行政改革室におきまして、毎年度当初、知事部局内でございますけれども、4月1日現在の全庁的な調査を行っているところでございます。それに基づいてお答えさせていただきたいと思います。

大きく3区分に分けておりまして、一つは法律や、県条例に基づく設置義務のある附属機関でございます。もう一つは、それに準じるような形になろうかと思いますが、県要綱に基づき設置する協議会でございます。三つ目は、今申し上げた二つ以外のその他会議と、この三つの区分で調査しております。

本年4月1日現在の数字でございますが、附属機関は58、協議会等は40、その他会議は91の合計189でございます。

岸本委員

この会議体の中で、重複している方というのはわかりますか。

平井行政改革室長

4月1日現在の審議会における重複状況について御説明申し上げます。一番多いので、 七つ重複されている方がいらっしゃる状況でございます。主に、公職についていらっしゃ る方の重複が多いという状況でございます。

岸本委員

なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、新聞報道の中でこういった意見が出たと、なぜそういう意見が出たのか財政課に話をお聞きしました。委員の誤解であったり、県側の説明不足といったことがありましたが、それぞれの専門のところから来られる方、それから地域で活動されている方ではあるのですけれども、行政はものすごく難しく、仕組みが複雑ではありませんか。ですから、その辺の委員だけを集めると、そして自由気ままに発言をしていただくということなのか、もっと事前に資料提供をしていく必要があると思うのですけれども、その辺の会議の運営について取りまとめたり、機関チェックをする部署はあるのですか。

平井行政改革室長

全庁的な取りまとめの機関がどのような関与をしているのかとの御質問かと思います。 私どもでは、県の内部規定といたしまして、審議会等の設置及び運営に関する要綱を策 定しております。その中におきまして、特に行政改革室におきましては、行革という観点 から、そういった会を設置、または統廃合する場合におきましては、あらかじめ協議会の 終期が設定されているか、それから、ほかに類似の協議会があるのかないのか、あわせて、 審議会等のスクラップができないのかといった観点で確認しているところでございます。

岸本委員

終わりますが、全部で189個あって、そのうちの半分ぐらいはお金が出ていると。それから、チェックをしているとはいえ、数が少し多いように感じます。他県と比較していないので何とも言えませんが、スクラップ・アンド・ビルドだったり、事前の情報提供といったことをしていかないと、本当に生きた会議体にならないのではないかと思いますので、その辺について、私の意見としてお話をさせていただきます。

最後に、要望になりますが、先ほど行動計画の結果を見ておりました。「みんなが主役・徳島」については、生涯現役、元気高齢者づくりの推進と書いてありますが、これは見直しが必要だということでD評価になっていると。やはり高齢者にこちらへ来ていただいて、生涯現役で頑張っていただくのは非常に難しい事業だということも一つ付け加えさせていただいて終わります。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり

可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決) 議案第2号

次に,請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表を御覧ください。

はじめに、請願第64号「消費税増税の撤回について」を審査いたします。

本件について, 理事者の説明を求めます。

塩屋政策監補兼経営戦略部長

請願第64号「消費税増税の撤回について」に関しまして、現在までの国等の動向を説明させていただきます。

平成24年8月10日,社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律を含みます社会保障と税の一体改革関連法が成立,平成25年10月1日に安倍総理が平成26年4月からの消費税率8%への引上げを正式に表明し、平成26年4月1日から消費税・地方消費税を合わせた税率は8%になっております。

平成27年10月からの消費税・地方消費税の税率10%への引上げにつきましては,経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から,税率の引上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で,税率の引上げの停止を含めて所要の措置を講ずることとされており,消費税率10%時に導入するとされている軽減税率につきましては,与党税制協議会において軽減税率を導入する時期や対象品目,税率などについての議論が行われております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「不採択」と言う者あり)

それでは、継続審査とすべきとの御意見がありますので、まず、継続審査について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

次にお諮りします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって,本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第66号「特定秘密の保護に関する法律の廃止について」を審査いたします。 本件について、理事者の説明を求めます。

塩屋政策監補兼経営戦略部長

請願第66号「特定秘密の保護に関する法律の廃止について」に関しまして、説明させていただきます。

特定秘密保護法(特定秘密の保護に関する法律)は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保するための法律でございまして、平成25年12月6日に成立し、同月13日に公布されております。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において 政令で定める日から施行することとされております。

最近の動向といたしまして、国は去る7月24日から8月24日までの間、特定秘密保護法施行令(案)及び運用基準案等の意見募集を行ったところであります。

また,9月10日には外部有識者で構成する第3回情報保全諮問会議を開催し,意見募集の結果を踏まえて政令案や運用基準案について意見交換が為されたところであります。

なお、先ごろ10月1日に行われた内閣官房副長官による記者会見での発言としまして、 施行日を12月10日とする方針であることや、運用基準を近く閣議決定する方針であること についての報道がございました。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

藤田元治委員

特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、また、国と国民の安全を確保することを目的として、平成25年12月6日に成立し、同月13日に公布されたものであることから、本請願については不採択でお願いしたい。

笠井委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。 (賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で, 請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの(起立採決) 請願第64号,請願第66号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。 議事の都合により休憩いたします。(11時56分)